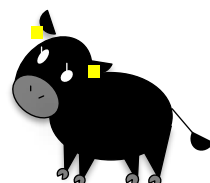
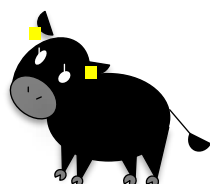
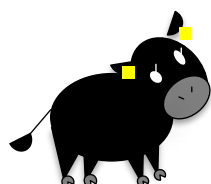
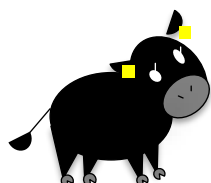


環境負荷軽減型持続的生産支援事業 (エコ畜事業)

参加の手引き

肉用牛経営者編



(本手引きは順次更新します)

環境負荷軽減型持続的生産支援事業（エコ畜事業）の目的

地球温暖化対策などの持続可能な社会の実現に向け、2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す政府方針や農林水産省の「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、畜産・酪農においても地球温暖化抑制のための対策を強力に推進する必要があります。

このため、酪農・肉用牛経営に起因する温室効果ガスの排出削減に向けた取組を支援することで、環境負荷を軽減し、持続可能な経営の実現を後押しします。

事業への参加に当たって確認していただきたい事項

- 事業への参加は、電子申請による個人申請となるため、事業の事務や確認を自らが実施する必要があります。チェック
- 国への直接申請となりますので、交付金も国から直接、申請者に交付します。チェック
- 証拠書類等は、責任をもって個人で保管し、求めがあれば、すぐに提出できる状況にしておく必要があります。チェック
- 証拠書類等は、事業終了年度から5年間保管する必要があります。チェック
- 事業の要件等の確認のため国や団体が調査に入る場合には、調査に応じていただく必要があります。チェック
- 事業の要件等を満たさずに交付金を受け取った場合は、交付金の返還となります。また、その後の、事業参加ができなくなる可能性があります。チェック
- 会計検査院の検査対象となりますので、会計検査院の現地検査の対象箇所となった場合には、証拠書類の提出や説明等が求められます。チェック

エコ畜事業の概要

5ページの参加要件を満たした上で、以下の取組を選択し実施することで、交付金を交付します。

温室効果ガス削減の取組

A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換

- ◆ 耕種農家と供給契約を締結し、水田で作付けする作物を**水稻等から青刈りとうもろこしや牧草等の飼料作物に転換**する取組

B. 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減の取組

- ◆ 以下の①～④の取組から2つ実施

取組	内容
① 放牧の実施	・ 肉用牛で120日/頭(満7か月齢以上)以上の放牧に取り組むこと
② 飼料作物の不耕起栽培	・ 飼料作物作付面積の5割以上で不耕起栽培^{※3}に取り組むこと ・ 永年生飼料作物の場合は、飼料作物作付地の面積の1割以上で簡易更新による播種に取り組むこと
③ 消化液の利用	・ 飼料作物作付面積の5割以上でメタン発酵処理施設の消化液を利用した栽培に取り組むこと
④ 化学肥料の削減	・ 牧草を作付けする場合は、飼料作物作付面積の8割以上で化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。 ・ デントコーン・ソルガム等を作付けする場合は、飼料作物作付面積の2割以上で化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること

C. 有機飼料の生産

- ◆ 「**有機畜産物の日本農林規格**」又は「**有機飼料の日本農林規格**」に基づいた飼料作物の栽培を実施する取組が対象（認証事業者として認証されることが必要）

交付金

A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換(飼料用米及び稲WCSを除く)

①青刈りとうもろこし等(拡大分) : 2,000円/トン※

②牧草(拡大分) : 800円/トン※

但し、1経営体当たり540トンまでを対象(青刈りとうもろこし等の場合)

※ 飼料重量の計量が難しい場合には、一律の反収(単位面積当たりの単価)で交付

①青刈りとうもろこし等 : 4.4トン/10a(88,000円/ha)

②牧草 : 3.0トン/10a(24,000円/ha)

B. 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減

15,000円/ha(飼料作物作付面積) 但し、1経営体当たり10haまでを対象

C. 有機飼料の生産

45,000円/ha(飼料作物作付面積)

事業の流れ

事業の申請から交付金の受領までの主な流れは以下のとおりです。

< 1 > ^(ジーブズアイディー) GビズIDプライムの取得 必要期間：2週間程度

- ▶ デジタル庁のウェブサイト申請書作成
- ▶ 印刷した申請書と印鑑証明を郵送
- ▶ 2週間程度でID取得のメールが届きパスワードを設定



➔ P4

< 2 > 事業参加要件の確認

- ▶ 参加要件&取組確認シート(チェックシート)で要件を満たしているか確認
- ▶ 実施する取組の実施計画を作成し、契約書等の必要類を確認



➔ P5
~P6

< 3 > ^(イーマップ) 参加申込 (eMAFFで電子申請) 受付期間：6月~9月

- ▶ GビズIDプライムを使ってeMAFFにログイン
- ▶ 実施計画を入力して参加申込を送信
- ▶ eMAFFから参加申込の承認メールを受信



別途マニュアル参照
(作成中)

取組計画の実施 4月~翌年3月

実施計画に基づき取組を実施
取組実施の証拠書類を作成・保管



➔ P7
~P12

< 4 > ^(イーマップ) 交付申請 (eMAFFで電子申請) 受付期間：10月~翌年1月

- ▶ GビズIDプライムを使ってeMAFFにログイン
- ▶ 交付対象面積等を入力して交付申請を送信
- ▶ eMAFFから交付決定通知メールを受信



➔ P13

< 5 > 交付金の受領 交付時期：12月~翌年3月

◎ 交付決定後に現地確認を行う場合があります。



GビズIDプライムの取得

- ◆ 事業申請は、農林水産省が提供するeMAFFによる電子申請にて受け付けます。
- ◆ 電子申請に当たっては、デジタル庁発行のGビズIDプライムの取得が必要となります。
- ◆ GビズID取得には、審査に2週間程度かかりますので、余裕をもって取得して下さい。

GビズIDとは

- GビズIDは、デジタル庁が発行する法人・個人事業主向け共通認証システムです。
- GビズIDを取得すると、一つのID・パスワードで、提供する行政サービスが利用できます。
- GビズIDは最初に1つ取得するだけで、有効期限、年度更新の必要はありません。(令和3年8月現在)。

取得のために必要なもの

- メールアドレス (IDになります)
- 操作末端 (スマートフォン、携帯電話)
- プリンター
- 印鑑登録証明書、(印鑑登録している)実印、登録申請書

取得の流れ

1. 印鑑登録証明書を用意します(市町村等で発行しています)。
2. GビズIDのホームページで必要事項を入力します。
3. 入力内容を確認後、申請書をダウンロード・印刷します。
4. 申請書に作成日の記入、実印を押印し、印鑑登録証明書とともに申請先である「GビズID運用センター」に送付します。
5. 記載内容等に不備がなければ、原則2週間以内に登録申請受付のメールが送付されます。
6. メールに記載された手続きに沿って、パスワードの設定を行い、IDの登録が完了となります(メールには有効期限が設定されています)。

※ 詳しくは、GビズIDホームページのクイックマニュアルを参照してください。



GビズIDホームページ
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



GビズIDホームページ
クイックマニュアル

事業参加要件の確認

- ◆ 事業参加するためには、事業の内容を十分理解していただき、正確に申請していただく必要があります。
そのため、次ページ以降のチェックシートを用いて、事前に事業内容等を確認の上、申請するようお願いします。

参加要件

■ 次の要件を全て満たす肉用牛（繁殖・肥育）の経営者が支援の対象となります。

- (1) 飼料作物作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭であること
- (2) 事業年度内に肉用牛の出荷・販売実績があること
- (3) 農業環境規範等の実践をしていること
- (4) 環境法令等による指導等を受けていないこと



チェックシート

事業参加要件 ①

事業参加のための要件

飼養頭数

【4月1日現在で満7か月齢以上の牛飼養頭数】

① 頭

飼料作物作付面積

【飼料作物を事業実施年度に作付・収穫する土地面積】

② a

	1作目(表作)	a	2作目(裏作)	a
・ 自己所有地	<input type="text"/>	a	<input type="text"/>	a
・ 借地	<input type="text"/>	a	<input type="text"/>	a
・ 農作業受託面積	<input type="text"/>	a	<input type="text"/>	a
・ 耕種農家との契約栽培面積	<input type="text"/>	a	<input type="text"/>	a

合計値
(合計し10a未満は切り捨て
39.9a → 30a)

注) 二期作、二毛作の2作目までは、カウントできます。ただし、**永年牧草の2回刈りは、2作目にカウントできません。**
また、**耕種農家との契約栽培面積のうち、水田活用の直接支払い交付金の対象となる面積は、上記の計算には参入できますが、交付金の支払い対象からは除きます。**

面積要件

● 次頁のBまたはCの取組を実施する際は、飼料作物作付面積が、北海道40a/頭、都府県10a/頭以上である必要があります(次頁Aの取組は非該当)。

② a / ① 頭 = ③ a/頭

③の数値が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭に満たない場合は、事業に参加できません。

チェック!

出荷実績

- 事業に取り組む年度において、肉用牛の出荷・販売実績がある必要があります。

チェック

チェック!

農業環境規範の実践

- 別添の農業環境規範の「家畜の飼養・生産編」と「作物の生産編」の両方を実践し、クリアする必要があります。

チェック

- ・農林水産省のHPに掲載している、パンフレット「やってみよう! 農業環境規範(作物の生産編)」と「点検しましょう! 農業環境規範(家畜の飼養・生産編)」を確認して下さい。

農林水産省HPの情報は、以下になります。
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_kihan/index.html



チェック!

環境法令等の遵守

- 以下の環境法令等の指導等を受けていないことの確認が必要となります。

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律



左記の法律による都道府県知事から文書による指導、助言、勧告を受けていない
 (受けていても前年度までに改善している)

チェック

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・水質汚濁防止法
- ・湖沼水質保全特別措置法
- ・悪臭防止法



左記の法律による罰則を受けていない
 (罰則を受けた場合、刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過している)

チェック

全てのチェック項目がクリアできれば事業に参加可能です。



次ページからのA, B, Cの取組を選択して実施して下さい

耕種農家と飼料の供給契約を締結し、水田で作付けする水稻、WCS、飼料用米等を青刈りとうもろこしや牧草に転作し、耕種農家から生産した飼料の供給を受けること。

チェック!

取組要件

- ・ 転作作物は青刈りとうもろこしや牧草等の飼料作物であり、飼料用米及び稲WCSは対象外であること
- ・ 交付金の交付対象は、取組を開始する前年度の水稲等の作付面積を基準に、飼料作物への**転作を拡大した面積**であること

チェック

チェック

チェック!

耕種農家との契約

- 耕種農家と、水田で生産した青刈りとうもろこしや牧草について、複数年供給を受ける契約を結ぶ必要があります。以下の内容を確認して下さい。
- ・ 耕種農家と複数年の飼料供給することを約束した契約書があること
- ・ 耕種農家の作付地(水田)が特定でき、地番と面積が確認できること(申請の際に、水田の地番、面積を入力する必要があります)
- ・ 耕種農家の作付地は、前年度に水稻、WCS用稲、飼料用稲の作付をしている水田であって、青刈りとうもろこしや牧草に転作した作付地であること

チェック

チェック

チェック

チェック!

交付金

- エコ畜交付金の申請に当たり、以下の点の確認をお願いします。
- ・ 耕種農家との供給契約を締結した当該水田において交付される水田活用の直接支払交付金は、自身(畜産農家)が交付対象となっていないこと
- ・ エコ畜交付金の上限額は、1経営体当たり108万円であること
- ・ 本取組の交付期間は、最大5年間であること
- ・ 重量を計測できない場合は、一律の単収(単位面積当たりの単価)で交付すること
- ・ 途中で水稻等の作付けを行った場合は、交付金は打ち切りとなること。また、一度、交付対象外となった場合は、その後に転作したとしても交付対象とならないこと

チェック

チェック

チェック

チェック

チェック

整備しておく資料

- ①対象水田を明らかにした耕種農家との飼料供給契約の確認をする資料
- ②水田から転換した青刈りとうもろこしまたは牧草を作付けした面積の確認をする資料
「農地基本台帳」、「写真」、「その他転作したことが確認できる書類」等
- ③収穫した青刈りとうもろこしまたは牧草の重量の確認をする資料
引き渡し時の重量を記した「購入伝票」等

B. 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減

チェック!

取組

●飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減の取組を、2つを実施することで交付金を交付します。

- ・ ①放牧、②不耕起栽培、③消化液の利用、④化学肥料の削減の中から2つ実施すること

チェック

チェック!

交付金

●エコ畜交付金の申請に当たり、以下の点の確認をお願いします。

- ・ 2つの取組を実施することで、飼料作物作付面積当たり15,000円/haの交付となること
- ・ 交付金の上限は、1経営体当たり10ha(15万円)であること

チェック

チェック

チェックシート

B-① 放牧の取組

飼料作物作付地において、120日/頭以上の放牧に取り組んでいること。

チェック!

対象頭数

【4月1日現在で満7か月齢以上の牛飼養頭数】

① 頭

注) 預託している場合は、預託先の頭数もカウントして下さい。

チェック

チェック!

面積要件

●以下の計算により算出された日数(②)の放牧に取り組む必要があります。

① 頭 × 120 日/頭 = ② 日

② 日 ÷ ①のうち放牧する頭数 ③ 頭 = ④ 日/頭

チェック

チェック

注) 例えば、①の頭数が10頭であれば、②=1,200日となり、放牧する頭数③が5頭であれば、1,200日/5頭=④240日/頭となりますので、1頭当たり240日放牧に取り組む必要があります。

チェック!

留意事項

●放牧の取組を実施する際は、以下の点に留意して下さい。

- ・ 公共牧場等への放牧預託も対象となること
(預託に当たり、当該牛の所有権を一時的に移転する場合は、年度ごとに預託料を負担していること)
- ・ 放牧面積、時間等の基準はないこと
- ・ パドックなど運動場代わりの土地に過ぎないと認められる場合は、対象とならないこと

チェック

チェック

チェック

整備しておく資料

- ①放牧対象牛の放牧延べ日数及び実施状況の確認をする資料
「放牧日誌」、「作業日誌」、「預託管理台帳」、「写真」等
- ②4月1日時点の放牧対象牛頭数の確認をする資料
牛個体識別台帳の頭数が確認できる「野帳」
- ③預託された放牧対象牛の確認をする資料
「預託料の領収書」、「通帳の写し」等
- ④効果検証のための測定項目の確認をする資料
放牧日数を記した「放牧日誌」、「作業日誌」等

単年生飼料作物の場合：単年生飼料作物に係る経営内の飼料作物作付延べ面積の5割以上で不耕起栽培に取り組むこと。

永年生飼料作物の場合：永年生飼料作物に係る経営内の飼料作物作付地の面積の1割以上で簡易更新による播種に取り組むこと。

注) 単年生飼料作物、永年生飼料作物のいずれかが、経営内の飼料作物作付(延べ)面積の8割以上を占める場合は、8割以上の飼料作物についてのみの取組でも可

チェック!

取組面積

●以下により算出された面積で不耕起栽培を実施する必要があります。

【単年性作物面積】(二期作、二毛作含む) ① a × 50% = a 以上で**不耕起栽培**を実施

【永年性作物面積】(1作目のみ) ② a × 10% = a 以上で**簡易更新**を実施

注) 対象面積(①+②)と比べ①又は②の面積が8割以上を占める場合は、8割以上の飼料作物についてのみの取組でも可

チェック!

留意事項

●不耕起栽培の取組を実施する際は、以下の点に留意して下さい。

- ・「不耕起栽培」とは、全く耕起しないことだけでなく、ほ場の表面のみをロータリーで攪拌し、播種、施肥等を行う栽培方法であるが、プラウで深耕することは対象外であること
- ・ 事業実施年度の春に耕起せずに飼料作物を作付け・収穫した後、翌年の作付けまで耕起しないこと

整備しておく資料

- ① 飼料作物作付面積及び不耕起栽培の面積の確認をする資料
「農地基本台帳」、「作業日誌」、「写真」等
- ② 不耕起栽培の実施状況の確認をする資料
「作業日誌」、「写真」等

経営内の飼料作物作付延べ面積の5割以上で、メタン発酵処理施設の消化液を利用した栽培に取り組むこと。

チェック!

取組面積

● 以下により算出された面積で消化液の利用の取組を実施する必要があります。

【経営内の飼料作物作付け延べ面積】 ① a × 50% = a 以上で消化液を利用

- ・ 対象面積(①)は、二期作、二毛作の2作目までの面積を含むこと
- ・ 永年性作物の2番草以上の面積は含まないこと

チェック

チェック

チェック

チェック!

留意事項

● 消化液の利用の取組を実施する際は、以下の点に留意して下さい。

- ・ 牛の糞尿に併せて生ゴミや汚泥等を原材料とする共同利用型施設の消化液も対象となること
- ・ 飼料作物作付延べ面積の5割以上に消化液を散布する際、単年生と永年生の区別はないこと

チェック

チェック

チェック

整備しておく資料

- ①飼料作物作付面積及び消化液利用栽培の面積の確認を刷る資料
「農地基本台帳」、「作業日誌」、「写真」等
- ②消化液利用栽培の実施状況の確認をする資料
「作業日誌」、「写真」等
- ③効果検証のための測定項目の確認をする資料
消化液の量を記した「作業日誌」等

経営内の飼料作物作付延べ面積の2割以上でデントコーン・ソルガム等を作付けする場合、化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。

経営内の飼料作物作付延べ面積の8割以上で牧草を作付けする場合、化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。

チェック!

取組面積

● 以下により算出された面積を基に、対象作物を決定し、化学肥料削減の取組を実施する必要があります。

【単年性作物面積】
(二期作、二毛作含む) ① a + 【永年性作物面積】
(1番草のみ) ② a

= 【合計面積】 ③ a

チェック

①/③ × 100 ≥ 20% → 単年性作物の取組

②/③ × 100 ≥ 80% → 永年性作物の取組

チェック!

留意事項

● 化学肥料削減の利用の取組を実施する際は、以下の点に留意して下さい。

- ・ 草地更新の際は、化学肥料を使用できること
- ・ 草地更新以外の理由で、やむを得ず化学肥料を使用する場合は、飼料作物作付地の面積の2割以内で可能であること
(普及員、農協の指導員の助言等による場合であり、助言を受けたことが分かる資料が必要)
- ・ 化学肥料の使用量の地域の慣行基準や削減方法については、都道府県が策定・公表のものに従うこと(地域の慣行基準がない場合は、自身が実施していた化学肥料量から3割削減すること)

チェック

チェック

チェック

チェック

整備しておく資料

- ① 飼料作物作付面積の確認及びデントコーン・ソルガム等作付面積の確認をする資料
「農地基本台帳」、「作業日誌」、「写真」等
- ② 化学肥料の利用量の削減状況を確認する資料
「地域の慣行基準」、「作業日誌」、「肥料の購入伝票」等
- ③ 飼料作物作付面積及びやむを得ず化学肥料を利用した場合の面積を確認する資料
やむを得ず化学肥料を使用することを記した「助言文書」、「農地基本台帳」、「作業日誌」、「肥料購入伝票」、「写真」等
- ④ 効果検証のための測定項目の確認をする資料
化学肥料の利用量を記した「作業日誌」等

「有機畜産物の日本農林規格」又は「有機飼料の日本農林規格」に基づいた飼料作物の生産を行うこと。

チェック!

取組要件

- ・ 有機畜産物又は有機飼料の登録認証機関に申請し、認証事業者として認証されること

チェック!

留意事項

- 有機飼料の生産の取組を実施する際は、以下の点に留意して下さい。
- ・ 有機飼料生産しているほ場については、Bの飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減の取組と重複申請はできないこと

有機飼料生産は、以下のポイントに留意しつつ、申請に必要な内容は登録認証機関にお尋ねください。

- ① 堆肥等による土づくりを行い、播種・植付前2年間と栽培中に(多年生作物の場合は収穫前3年以上)、原則として化学的に合成された肥料や土壌改良材、農薬等を使用しないこと。
- ② 遺伝子組換え種苗は使用しないこと。
- ③ 慣行栽培との分別のため、圃場の禁止物質流入防止対策(緩衝帯等)、収穫機械の使い分け、生産物の別保管を行うこと。

登録認証機関一覧(農林水産省ウェブサイト)

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/kikan_itiran.html



整備しておく資料

- ① 有機飼料生産を行った作付面積の確認をする資料
「農地基本台帳」、「作業日誌」、「写真」等
- ② 有機飼料の認証事業者であることの確認をする資料
「認証書類」等

チェック



チェック



交付申請

- ◆ 交付金の交付を受けるためには、別途、交付申請を行う必要があります。
 - ◆ 申請期間中に、eMAFFより交付申請を行ってください。
(受付期間は、10月～を予定していますが、詳しくは農林水産省のHPにてお知らせします。)
- 現時点(令和4年4月現在)において、交付申請フォームを作成中です。申請受付期間までに、申請フォームおよびマニュアルを作成し、公表します。
- 交付対象面積は、5ページの「耕種農家との契約栽培」がある場合、耕種農家が水田活用の直接支払交付金の対象となる面積は除外となります。



交付金の交付

- ◆ 申請受付・審査の後、交付決定通知のメールを送付します。
- ◆ その後に、申請時に入力した銀行口座に交付金を交付します。
- ◆ 交付金の交付時期は、管轄の農政事務所等により異なりますので、ご注意ください。

事後確認

- ◆ 個人で直接申請の場合は、交付後に事後確認を行う場合があります。
 - ◆ 事後確認は、事業の要件を満たしているか、書類等により確認を行います。
 - ◆ 事後確認は、全国肉用牛振興基金協会又は地方農政局等が行います。
- 事後確認の連絡があった場合は、日程調整の上、応じるようにしてください。
- 全国肉用牛振興基金協会(事業推進の事業実施主体)は、農林水産省から申請情報を提供した上で、事後確認を実施します(情報提供に関しては、電子申請の確認項目で同意を求めます)
- 取組内容等に不備があった場合は、交付金を返還していただきます。

事業実施に当たっては、環境負荷軽減型持続的生産支援事業の手引きや一問一答集もご確認下さい。